

〔論 文〕

# ジェンダー主流化を踏まえた 公民科における主権者教育の再考 — 「自立した主体」の批判的検討を通じて —

齊 藤 雄 次\*

\*日本文理大学経営経済学部経営経済学科

**Rethinking Citizenship Education in Civics in Light of Gender Mainstreaming  
— Through a Critical Examination of the “Independent Subject.” —**

Yuji SAITO\*

\*Department of Business and Economics, School of Business and Economics, Nippon Bunri University

## Abstract

This study examines citizenship education in Japanese civic education, based on a gender mainstreaming perspective, considering and aiming to eliminate inequalities between men and women in society and suggestions from discussions in political science related to gender and politics. In Japanese high school civics education, the Courses of Study aim to nurture “independent subjects” as “beings who do not live in isolation, but as members of various groups such as local communities, and create public spaces such as the state and society as parties in collaboration with others.” This civic education may not take into consideration women who are primarily responsible for household chores and childcare and therefore find it difficult to run for office or to get involved in politics, and whose policy interests differ from those of men. It is necessary to conduct sovereignty education classes that consider how society should be structured so that both men and women can make their voices heard and reflected in the decision-making process.

キーワード：ジェンダー主流化，公民科，主権者教育，自立した主体

**Keywords** : gender mainstreaming, civics, citizenship education, independent subject

## 1. はじめに

ジェンダー主流化とは、「一見ジェンダー中立に見える一般政策がどのように男女に異なる影響を与えているのかを分析し政策形成過程に反映すること」（申2015：

3）などと定義される，後天的な性としてのジェンダーの視点に立って社会における男女間の不平等に目を向け，その解消を目指す概念である<sup>(1)</sup>。近年は社会科教育研究においても，こうした不平等を生み出す構造に注意して社会を認識し判断し，行動できるように子どもを育成することが，社会科教育のジェンダー主流化として

提唱されている<sup>(2)</sup>。子どもに対して行われる学校教育が男女間の不平等を再生産するものとなっていないかは、あらためて検討されるべき重要な論点といえよう。

また、男女間の不平等の問題は、政治学においてもジェンダーと政治の関係を考える形で、公私区分にまつわる問題として議論されてきた。例えば社会契約論は自由な個人が集まって国家をつくるという、一見するとリベラルな思想であるが、そこで参加の主体として想定されているのは男性であり、女性は従属的な存在とみなされたとされている<sup>(3)</sup>。こうした点に注目し、政治や経済など公的な空間の運営に関わっているのは男性であり、女性は家庭など私的な空間にとどめ置かれてきたことを主張する議論が公私二元論である。あるいは、政治哲学が自明としてきた自由な主体としての「自立した個人」という見方そのものを疑い、女性が担ってきたケアなどの役割も含めて社会のあり方を考える必要がある、との議論も提起されている<sup>(4)</sup>。

このように、特定の性に生まれることで不利益が生じないような社会をつくっていくべきであるとの提案が、これまでに様々な場面でなされてきたのであるが、それでは、現在学校教育で進められている「主権者教育」は、ジェンダー中立的なものとなっているのであろうか。例えば、主権者教育の中核を担う科目であるとされている「公共」には、「孤立して生きるのではなく、地域社会などの様々な集団の一員として生き、他者との協働により当事者として国家・社会などの公共的な空間を作る存在」(文部科学省2018:202)として「自立した主体」が規定されている<sup>(5)</sup>。ここでいう「自立した主体」像は男性に有利なものとなっていないだろうか。あるいは、公的な空間における人々の活躍を支えるものとしての私的な空間のあり方には、十分に目が向けられているのであろうか。

本稿ではこうした論点について、現実社会の事例や学問的議論をもとに検討し、公民科における主権者教育のあり方について考察する。ジェンダーの視点から分析が十分に進められてこなかった既存の主権者教育を批判的に検討し、政治参加を促す教育においてジェンダーも考慮される必要があること、教育を通じたジェンダー主流化の意義を示すことが本研究の目的である。

## 2. 日本におけるジェンダー主流化の現状

ジェンダー主流化の重要性が社会において認識されたのは国際社会であった。例えば申(2015)は、女性の権利の獲得を後押しするフェミニズム運動を展開する活動

家を中心となって、1995年に北京で行われた国連世界女性会議において女性の参加を後押しするように働きかけ、その結果、ジェンダー主流化という言葉が国連などで広く使われるようになったとしている。具体的には、1995年の国連世界女性会議においてジェンダー主流化が行動綱領に明記され、女性のための政策担当部署を各国の政府や政策機構に設けることなどが呼びかけられた。また、1997年には、国連の経済社会理事会もジェンダー主流化を次のように定義して、男女の格差をなくして平等を達成することがそのゴールであるとしている。

ジェンダー視点の主流化とは、あらゆる領域・レベルで、法律、政策およびプログラムを含むすべての企画において、男性及び女性へ及ぼす影響を評価するプロセスである。女性と男性が等しく利益を得て、不平等が永続しないようにするために、男性のみならず女性の関心と経験が、すべての政治的、経済的そして社会的な領域における政策とプログラムを企画、実行、モニタリングおよび評価する際に不可欠な次元にするための戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである。(申2015:2-3)

このように、ジェンダー主流化とは女性が男性に比べて不利益を受けているとの前提のもと、その是正を目指す概念であるということになる。ただし、日本においてはこのジェンダー主流化は、十分に達成されているとはいいがたい。例えば申(2015)は、日本において設置された女性のための政策担当部署として内閣府の男女共同参画局を挙げ、その権限が、省レベルで女性のための政策を遂行している韓国と、内閣・省庁別に女性のための政策を遂行する委員会が設けられている台湾の中間に位置すると述べている。男女共同参画局は内閣府の一部局であり、その権限は省が持つものよりも弱いため、その点において日本には政府としてジェンダー主流化を推進する体制が十分に整っていないということになる。

また、2009年に政権交代を成し遂げた民主党政権、2012年に政権に返り咲いた自民政権のいずれのもとも、女性の労働市場への参入を促すことが目標化され、25歳から44歳の女性の就業率を上げることが目指された。これは、人口減少が進み働き手の不足が現実視される中で女性を貴重な働き手として位置づけるものであると同時に、女性の目線を活かした商品開発を可能にすることなども目指すものであった<sup>(6)</sup>。それまで女性が出産や育児のために休職や退職をせざるを得ず、その結

果、企業が商品開発する際に男性の目線が活かされる現状があったと考えるならば、女性の目線を活かした商品開発を可能にするという後者の目的は、ジェンダー主流化に関わるものでもあるかもしれない。それまで見落とされてきた「女性の関心と経験」が、商品開発という経済的な「プログラム」において、活かされると考えられるためである。

だが、三浦（2015）によれば、実際には女性の労働市場への参入を促す政策は、女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう支援する少子化対策の側面や、女性が育児休業を取得している間は女性が子どもの面倒を見るため、保育にかかる公的支出を抑制できるとする社会保障費の抑制という側面をも併せ持つものであった。そのため、「女性と男性が等しく利益を得る」ことにはつながるものではなかった。例えば三浦は、次のように述べている。

この3つの政策目的は相互に矛盾をはらむものであるため、同時に達成することは困難である。女性の就業率向上と少子化対策は、働く母親支援という意味では矛盾しないかもしれないが、それはジェンダー平等の視点を取り入れて初めて意味のある政策パッケージとなる。ジェンダー平等が政策目標とならない場合、女性が非正規雇用や一般職等に押し込まれ、男性と同じようなキャリア形成が阻害されている現状は放置されたまま数字上の就業率向上だけが目指されることになる。しかしながら、働く母親達が魅力的なキャリア展望を描けないようであれば、少子化問題もM字カーブ問題も根本的には解決不可能である。子どもを産まないことでキャリアを選択するか、子どもを産んだことでのキャリア上のペナルティをうけて退職するか、この二つの選択肢しか実質的に残らないからである。民主党政権下でも自公政権下においても、ジェンダー平等は政策課題として低い優先順位しか与えられていないため、女性の就業支援は少子化対策として有効な形では提起されていないのである。（三浦2015：55）

三浦（2015）によれば、結局のところ、女性の労働市場への参入を促す政策は「子育てを女性が担う」ことが前提となっており、「男性が労働し、女性が家庭を守る」という性別役割分業から女性を解放するものではなかった。また、シングルマザーが労働と子育てを両立しようとすれば非正規雇用を選ばざるを得ず、そうした女性は低賃金労働を余儀なくされるため、女性の労働市場への

参入を促す政策の恩恵は、女性の中の一部にしか行き渡らない。このように、日本政府が掲げる目標や政策に関しても、ジェンダー主流化の側面が弱いものとなっている。

さらに、日本のジェンダー主流化をめぐる課題はほかにも様々な存在する。例えば政治家に占める女性の割合の低さ、企業の管理職に占める女性の割合の低さは、世界経済フォーラムが発表しているジェンダーギャップ指数の日本の順位を下げる要因となっている<sup>(註1)</sup>。2024年9月現在も、下院に相当するフランスの国民議会の女性比率は36.1%であるのに対し、日本の衆議院の女性比率は10.8%にとどまっている<sup>(註2)</sup>。政治家に占める男性の割合が高いことは、女性の目線が政治に活かされにくいことを意味し、企業の管理職が男性を中心に構成される場合も、女性の目線が企業の意思決定に活かされにくいことを意味するため、こうした状況は日本の政治や経済のジェンダー主流化を阻むものともなっている<sup>(註3)</sup>。また小浜（2021）によれば、2021年の東京オリンピック・パラリンピックが行われる前には、組織委員会の委員長が女性を蔑視するような発言を行い、その結果、同委員会の男女比が国際的に批判されたが、これも組織の意思決定に関わる女性の少なさという問題があったことを示していたという点において、日本においてジェンダー主流化が進んでいなかったことを示す事例といえよう。

なお小浜（2021）は、コロナ禍のもとで非正規労働者の多い女性に失業や減収が顕著であったこと、家事の負担が女性に集中したことも挙げて、日本のジェンダー主流化の遅れを批判的に捉えている。そして後者の性別役割分業に関しては、女性が政治家に立候補することを阻む要因の一つに、男性が政治を行うものだという性別役割分業意識も関わっていることが、内閣府の調査報告によって示されている<sup>(8)</sup>。あるいは、性別役割分業意識の低い女性が部長以上への昇進を望む傾向のあることも、近年の調査においては明らかになっている<sup>(註4)</sup>。そのため、雇用形態の改善や政治家・管理職の増加だけでなく、男女間の不平等をもたらし背景としての性別役割分業、および性別役割分業観に対する手立ても講じられる必要があるだろう。

### 3. フェミニズムの政治学と「自立した個人」、「依存した個人」

前章では日本においてジェンダー主流化が進展していない状況を、政府の「女性活躍」政策や国際的な指標、性別役割分業に着目して示してきたが、政治や社会に参

加する資格、すなわち政治や社会に積極的に関わることのできる「市民」の要件をめぐって、男女間で不平等が歴史的に存在してきたことは、これまでにフェミニズムの思想や、フェミニズムと政治をつなげようとするフェミニズムの政治学の議論においても様々に指摘されてきた。

まず前者に関して、フェミニズムの思想においては、「男は仕事、女は家庭」という男女間の役割分担が性別分業として概念化され、政治や経済をはじめとする公的な空間を男性が占め、家庭のような私的な空間を女性が占めるという状況が公私二元論であるとして批判された<sup>(9)</sup>。そして、フェミニズムの思想はデモなどの社会運動とも結びつき、「個人的なことは政治的なことである」とのスローガンのもと、私的なこととみなされてきた出来事こそ公的な領域で議論がなされるべき問題である、との主張も広く社会で展開されていった。その結果、DVやセクハラといった、それまでは私的領域における個人的な問題として片づけられてきた現象が、今日では広く社会全体の問題として捉えられるようになり、法整備も進むこととなった<sup>(10)</sup>。このように、フェミニズムの思想は男女の性別役割分業に対する批判を起点として、女性の権利の拡大と女性をめぐる問題の社会問題化に貢献してきたのであり、社会のジェンダー主流化のあり方を考える上で大きな役割を果たしてきた。

次に後者に関しては、女性が歴史的に政治や経済の場から排除されてきたことを明らかにする議論や、女性が担うものとされてきたケアの役割に注目する議論が、これまでになされてきている。例えばキャロル・ペイトマンは、ペイトマン(2014)において、第二次世界大戦後に欧米諸国で展開された、社会保障の充実に国家が取り組む福祉国家について、女性が家庭を支えることが前提となった仕組みであったとして批判的に捉えるとともに、そうした形の男女の不平等は、ルソーやロックなどが唱えた社会契約説の時点から既に見られたものであることを明らかにしている。またナンシー・フレイザーは、ハーバースが提示した、人々がサロンやカフェなど特定の一つの場所に集まって他者と議論しながら公的な空間を形成していたという「公共圏」の概念に対して、「ブルジョワ的で男権主義的な」ものであり、それが女性を排除するものであったと述べている<sup>(11)</sup>。そしてアイリス・マリオン・ヤングも、ペイトマン同様に社会契約説をはじめとする近代思想が、女性をはじめとする立場の弱い人々を政治や社会から排除するものであったと述べている<sup>(12)</sup>。

いずれの論者も、近代の政治思想や政治社会に見られ

た、社会をつくる市民が有している市民としての能力(シティズンシップ)は男性のみが有するとの見方、男性中心の市民像を批判的に検討する点でその主張は共通しているのであるが、特にペイトマンの、「現在ではシティズンシップは、表面上は女性に拡大されているものの、わたくしたち女性はいかにして男のイメージで作られた市民的『個人』になり得るかという、現実的な問題を提起するにいたっている」(ペイトマン2014:74)という主張は注目に値する。女性の選挙権の拡大は、女性の政治参加の機会を増加させることにはつながったが、政治家の数に関しては近年クォータ制の導入などの対策が採られるまで長らく、女性の数は世界的に少なかった。またこうした状況のもとでは、少数の女性議員が多数の男性議員と対等に議論するために、男性の議論の仕方に女性が合わせるということも起こりうる。女性の影響力を強め、男性との間の不平等をなくすという政治面でのジェンダー主流化は、シティズンシップを表面的・形式的なものから実質的なものにする意味でも、重要であろう。

一方、女性が担うものとされてきたケアの役割に注目する議論としては、例えば岡野が近代以降に形成されたシティズンシップを批判的に検討している。岡野(2012)は、近代思想に見られるシティズンシップの概念が、個人の自由や自らのことを自らが行うことのできる「自立(自律)した個人」の存在を前提としていると述べ、それが「どの個人もケアによって支えられている」という事実を見落としてきたことを問題視している。このことは例えば、高度経済成長期の日本においてロールモデルとされた「会社員の男性と専業主婦の妻」という家庭で、女性が家事や育児というケアを中心的に担うおかげで、男性が安心して仕事に集中できるという言葉、あるいは、古代ギリシアにおいて男性を支えるものとして女性はみなされ、女性に市民権が与えられなかった歴史的事実などからも推察することができるが、男性が自由に行動することのできる前提には、それを支えケアを一手に担う女性の存在があったといえる。誰かがケアを担うからこそ、ケアを担わない側は「自立した個人」になることができるが、一方のケアを担う側は、家族という私的な空間にとどめ置かれるか、ケアを担わない側と同じように公的な空間に関わることを制限される。

そこで岡野(2012)は、誰かがケアを担っているという事実を見落としてきた近代のシティズンシップに代わるものとして、「依存した個人」とも呼べるシティズンシップ観を提唱する。これは、弱い立場にある人々を包摂する社会を構想するためには、家族におけるケアが生

み出す、他者を気遣う心や自分自身に対する謙虚さなどの意義に着目し、個人が互いに依存関係にあるとの前提のもと、社会のあり方を見直していく必要があるとの主張である。個人が自立しているのではなく、依存しているという前提に立つことで、ケアの負担が片方の性に偏っていることを「公正ではない」と捉え、男性中心の社会のあり方を見直していけると考えるならば、こうした見方もまた、社会のジェンダー主流化を実現するために重要である。

また岡野は、コロナ禍における学校の一斉休校が女性の負担を増大させたこと、コロナ禍で女性が就くことの多い看護師や介護士、保育士に対する政府の支援が不足していたことなどに言及し、社会におけるケアの負担のあり方に警鐘を鳴らしている<sup>(13)(14)</sup>。第2章で確認した内容とも合わせて、こうした岡野の指摘もまた注目に値しよう。

なお、ケアとは「他者の手を借りなければ、自らの生存に必要な活動——食事や身の回りの世話から安全確保まで、生命維持に密接に関わる——に困難を抱える人たちのために、生きるために必要なもの（＝ニーズ）を満たす活動・営み・実践」（岡野2022：95）のことを指すため、その範疇には、女性の行う家事や育児だけでなく、障がい者や高齢者に対する様々な支援も含まれる。障がい者や高齢者は、「身体的な不自由さなどから、常に誰かの助けがなければ安心して日常を過ごすことができない」（鎌田2012：47）人々であるという点で、「自立した個人」ではない<sup>(15)</sup>。鎌田（2012）によれば、全ての人々が「自立した個人」であるという前提に立つことの困難さは、こうした人々の存在からも導き出される。そして、こうした人々を「依存した個人」とであると認識し、自分も他者に依存して生きているという事実を自覚したならば、障がい者や高齢者に対して偏見を持ったり、差別したりすることは起こりにくくなる。このように「依存した個人」という視点は、社会的少数者や弱者に対する寛容という、民主的な社会を維持するために必要な「他者を慈しみ、尊重する態度」を人々が獲得することにもつながる。

#### 4. 主権者教育と「自立した個人」、「依存した個人」

主権者教育は、2015年に選挙権年齢の20歳から18歳への引き下げが決まって以降、学校現場で実施されてきたものである。例えば文部科学省と総務省は、主権者の育成を目指して高校生に副教材『私たちが拓く日本の未来—有権者として求められる力を身に付けるために—』

を、毎年高校生に配布している<sup>(16)</sup>。また2022年から2023年にかけて文部科学省によって行われた調査の結果、無作為に選ばれた国公私立高等学校等1,306校のうち94.9%にあたる1,239校が、2022年度の3年生に対して、実施予定も含めて主権者教育を実施し、2022年度の1年生に対しても、主権者教育を実施した884校のうち、76.1%が「公職選挙法や選挙の具体的な仕組みの理解を深める学習活動」を、38.2%が「模擬選挙、模擬請願、模擬議会といった実践的な学習活動」を実施している<sup>(17)</sup>。

ただし、この主権者教育に関しては、そこで育成することが目指されている主権者、市民とは何者であるかについての批判的な検討が必要であることもたびたび指摘されてきた。例えば教育行政学者である新藤は、主権者教育の副教材が発行されて間もない時期に副教材の内容を分析し、主権者教育の副教材においては国会議員の活動は紹介されるが、市民による政治家に対する異議申し立てや、デモなどの市民運動と政治家との関係については記述が不十分であることを明らかにしている<sup>(18)</sup>。また副教材の内容については、選挙を通じて政治参加することのできる「投票する主体」の育成が中心となっているなどの批判も存在する<sup>(19)(20)</sup>。

そして、このような「投票する主体」の育成に重きが置かれる主権者教育には、先述した「自立した個人」、「依存した個人」の観点から見たときにも課題を指摘することができる。例えば、現実の選挙において立候補することのできる人々の男女比率は、各政党の努力はなされているものの男女同数となっておらず、ジェンダー主流化は達成されていない。そうした状況があるにも関わらず、選挙権を得た女子生徒に主権者教育を通じて投票への参加を促したとしても、女子生徒が投票したいと思うような、女性の目線に立った政策を争点に掲げる候補者を見つけられない場合、その生徒は投票行動を取らないかもしれない<sup>(註5)</sup>。すなわち、現行の選挙という仕組みのもとでは、立候補を妨げる様々な要因を克服することのできる「自立した個人」、すなわち男性が多く政治家になっているのであり、ただ候補者に投票するように促す主権者教育は、女性の意見を社会に届けることや、女性の利益を社会に反映させることにはつながらない可能性がある。

また、女性の政治家を増やし、政治面でのジェンダー主流化を実現することの意義は、議員の特定の政策に対する男女の関心差という点からも説明することができる。田村ほか（2020）によれば、一般に、男性議員は財政や金融、安全保障などの分野に、女性議員は健康や福

社、教育などの分野により強い関心を示す傾向にある。そのため、女性議員を増やすことは、男性議員が見落としがちな健康や福祉、教育などの領域における政策や<sup>(註6)</sup>、政策に関する議論の機会を増やし、女性の関心や利害が社会に反映されやすくなることにもつながる可能性がある<sup>(註7)</sup>。

ところで、この男女の関心差という側面に着目した場合、主権者教育の内容を批判的に検討する余地が出てくる。日本の主権者教育に関しては、文部科学省の調査によって、選挙が中心的に扱われる傾向にあるだけでなく、生徒が現実の政治的事象について話し合う活動も十分に行われていないことが明らかになっている<sup>(註8)</sup>。そこで、選挙中心の主権者教育から脱却するだけでなく、そうした話し合い活動を今後、学校現場で充実させていくことも課題となるが、この「現実の政治的事象」の内容が財政や金融、安全保障などの政策や分野に偏るならば、それは女子生徒の関心に配慮しない主権者教育、女子生徒を排除する主権者教育となってしまう可能性があるのではないだろうか。

このように、選挙に特化した形で主権者教育が行われることや、健康や福祉、教育など生活に身近なテーマに焦点が当てられずに主権者教育が展開されることは、片方の性の意見や選好、利益だけが反映されない、ジェンダー主流化の達成された社会の実現を阻む要因となりうる。特に、健康や福祉、教育などの分野は、それを必要とする人々の要求に応えるケアとも近いために、財政や金融、安全保障のように日常生活からは遠いテーマばかりが重視されることは、財政や金融、安全保障に関わる政策は価値が高く、健康や福祉、教育に関わる政策は価値が低いという、ケアの軽視とも呼べる価値観を、学習者に押し付けることにもなる可能性がある。田村らは、「子育てや介護は経済や外交に比べ重要度の低い政策であるという価値の序列自体の問い直しこそ、展望されるべきことではないだろうか」(田村ほか2020:292)と述べているが、これは主権者教育を展開する上でも配慮すべき論点であるように思われる。すなわち、「自立した個人」になることを前提とした、あるいは強制する主権者教育ではなく、女性が担ったり関心を持ったりするケアに焦点を当て、男子生徒も女子生徒もともに関心を持ち、既存の政治や社会の仕組みについて批判的に検討していくことのできる主権者教育を、展開していく必要がある。

なお、投票にまつわる男女差をめぐっては、20~35歳の年齢層(若年層)を対象として投票行動の性差を研究した調査によって、投票率、政治への関心、政治有効性

感覚、国内政治への満足度、政治知識などの指標が女性は男性に比べて低いことが示されている<sup>(註2)</sup>。また金(2018)においては、憲法や立法に関する教科書的な政治知識(シビック知識)では男女差があまり見られない一方で、選挙時に習得できる政党・選挙関連の周辺的知識や争点に関する知識(イシュー知識)では男性が女性より高い点数を取ること、投票を促進する決定要因に、学歴と政治関心、SNSによる政治情報の取得が関わっていることも示唆されている<sup>(註9)</sup>。選挙において投票する際にイシュー知識を踏まえて投票する人々もいるであろうことを踏まえるならば、現状の選挙を中心とした政治参加は、男性に有利に働いている可能性が高く、選挙に参加するように促す主権者教育だけが高校生などに対して展開される場合、こうした状況は再生産され続けることになるのではないだろうか。

また、ケアの倫理を考慮して、主権者教育を展開することが必要であるとの主張は、すでに絹村によってもなされている。絹村は、「『自立した個人』が集まって、討論を繰り返しながら、最終的に多数決によって自分たちの所属する集団の方向性を決めていく」(絹村2020:111)政治では、「多様性の問題や貧困・格差の広がりの中で複雑化し、『力』を持ったオルタナティブな『政治主体』が求められている」(絹村2020:112)状況には対応できず、主権者教育も、ケアを必要とする生徒の声に耳を傾ける場面や、個別の事情に配慮して意思決定を行う場面を学校生活の中に設けるなどを行う必要があると述べている<sup>(註3)</sup>。絹村の主張の中にはジェンダー主流化の視点は含まれていないが、「立場の弱い人やケアを必要とする人」には誰もがなる可能性があり、それを自覚させる主権者教育が必要であるとの主張は、男性に対して有利にならないような主権者教育のあり方を考える上でも、注目に値しよう。

## 5. 公民教育における「自立した主体」の再検討

ここまで、市民や主権者という存在が、男性を念頭において構成されてきたものである可能性があること、選挙への参加を促すことが主権者教育であると考えることによって見落とされるものがあることなどを確認してきた。それでは、ジェンダー主流化を踏まえた主権者教育とは、どうあるべきなのであろうか。本章では、主権者教育の中核を担うとされる公民科の科目「公共」に焦点を当て、そこで育成されること目指されている市民像、主権者像の現状と課題について考察する。

2018年に高校の学習指導要領が改訂され、2022年より

科目「公共」の授業が、全国の各高校で始まっている。それまでの科目「現代社会」が必修科目ではなく、公民科の他科目である「倫理」と「政治・経済」を履修するか、「現代社会」を履修するか、という二択が迫られるものであったのに対し、科目「公共」は必修科目となっている。高校生は、「公共」を学んだ上で「倫理」もしくは「政治・経済」（あるいはその両方）を学ぶか、「公共」の履修のみで公民科の学びを終えるが、このような性質を持つために、全ての高校生が学ぶ「公共」で何が学習の対象とされ、その学習を通じて高校生をどのような市民にしていくかという点は、あらためて重要となる。そして、学習指導要領は教科書などに示される学習内容にも影響を与えるものであるため、学習指導要領の中で育成すべき市民像、主権者像がどのように記述されているかを確認することによっても、主権者教育のあり方を考えることができるであろう。

それでは、現行の学習指導要領における育成が目指される市民像、主権者とは、どのようなものなのであろうか。まず、公民科全体を通じては、「選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能」や「現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力」を持ち、「よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、人間としての在り方生き方についての自覚や、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める」態度を有する人々が、「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」（文部科学省2018：201）であるとされている。こうした傾向は、科目「公共」に関しても同様である。

また、「公共」で最初に学ぶ「公共の扉」には、「社会に参画する自立した主体」との記述もあり、その説明として「孤立して生きるのではなく、地域社会などの様々な集団の一員として生き、他者との協働により当事者として国家・社会などの公共的な空間を作る」（文部科学省2018：202）ことのできる存在であるとの表現が当てられている。このように、学習指導要領では、国家・社会の形成に自ら関わろうとすることのできる人々が、市

民や主権者として想定されている。

しかしながら、こうした主体像は、何者にも依存せず、自らの力で未来を切り開いていくことのできる強い主体という、政治学の議論でいうところの「自立した個人」に近いのではないだろうか。例えば、「孤立して生きるのではなく、地域社会などの様々な集団の一員として生き」という文言からは、集団の一員として生きることにより重きが置かれているが、社会にはホームレスなどのように、何らかの事情・理由で「孤立して生き」ざるを得ない人々も存在する。そうした人々の存在は、学習指導要領の想定する主体像からは捨象される、ということにならないだろうか。そしてこうした傾向は、ケアを必要とするような人々が生まれにくいような社会（公共的な空間）の仕組みやあり方を考えよう、といった形で授業が展開されたとしても起こりうるであろう。ケアを必要とする人々は現在の「市民、主権者」ではなく、これらの人々を「市民、主権者」にすることが正しい、という暗黙の前提のもとで授業が行われる場合、生徒はケアを必要とする人々を下位に、そうではない人々を上位に見るようになるかもしれない。このように、強い個人になること、強い個人にすることが強要されるならば、それは容易に「そうではない人々」が排除されることにつながりうるものであり、自立できない人々が一定数、社会に存在するという点が十分に考慮されていない「自立した主体」という表現が適切であるかどうかは、再考の余地がある（註10）。

さらに、ジェンダー主流化の観点から「公共」の学習指導要領、ならびに学習指導要領解説の表現を確認した場合にも、そこで想定されている主体像は「自立した個人」に近いように思われる。例えば「公共」の学習指導要領解説では、「人々が自由かつ平等な存在として、自立的に生活関係を築き、社会に参画することができる」（文部科学省2018：48）ようにすることが重要であると述べられているが、この中には「依存」という文言は存在せず、ペイトマン（2014）や岡野（2012）などでも「自立した個人」の前提として語られてきた「自由」や「平等」の方が前面に出ている。また「公共」の学習指導要領では、「男女が共同して社会に参画することの重要性について」触れることの重要性が強調されており、同様の内容は学習指導要領解説でも、「男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に共同して参画できる機会が確保される」（文部科学省2018：48）べきであり、男女の人権が尊重されるべきであるなどのように記述されている。だが、「社会のあらゆる分野」とある中に、家庭における家事や育児などのケアが

含まれているかどうかはこの記述から読み取ることは難しい。

家庭における男女間のケア分担の不平等は、第2章でも確認したように、女性が非正規雇用を選ぶ背景に、家族のケアを一手に引き受けるために労働時間を管理せざるを得ないという要因も絡んでいる。こうした状況を解決するためには、男性がケアに関わりやすいように、企業等の職場における長時間労働を是正するなど、公的領域のあり方を見直すことは効果があるであろう。しかし、こうした状況の改善に向けては、それ以外にも、家族という私的領域におけるケアの負担のあり方を夫婦間であらためて話し合い、現在のケア分担の状況を絶えず見直すという方法もありうるのではないだろうか。特に制度や仕組みが変わるのには時間がかかることも踏まえれば、後者の方がより現実的な方法であり、かつ、他者と協力しながら問題を解決しようとする「主権者」や、ケアを片方に押し付けるのではなく互いに助け合いながらこなしていく「依存する主体」に人々をしていくことにつながるように思われる。このように、公的領域と私的領域とのつながりに着目するならば、主権者教育の核となる科目「公共」においては、私的領域も「社会のあらゆる分野」に含め、そこで起こる問題の解決のあり方について、生徒に考えさせていく余地がある。

そのほか、政治や選挙への参加が科目「公共」でどのように規定されているかという点から、「公共」の学習指導要領や学習指導要領解説を見た場合にも、課題は指摘できる。例えば科目「公共」が主権者教育の核であるということは、それを学習した結果として投票率の向上もおそらく期待されているはずであるが、科目「公共」の学習内容の中に、政党・選挙関連の周知的知識や争点に関する知識（イシュー知識）が網羅されていない。また、SNSによる政治情報の取得に関しても、学習指導要領解説では、「世論の形成に当たっては、政党の役割、圧力団体や住民運動の影響、マス・コミュニケーションやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の働きが大きいことを理解できるようにする」（文部科学省2018：62）との記述があるのみで、その活用までを考慮して記述がなされているわけではない。そのため、選挙面でのジェンダー主流化の実現に科目「公共」が寄与するといえるかは、若干の疑問符が付く。

## 6. おわりに

本稿では、ジェンダー主流化、フェミニズム政治学における「自立した個人」、「依存した個人」概念、主権者

教育という多岐にわたるキーワードをもとに、公民科「公共」において目指される市民の育成が、男女の平等の観点から十分であるかどうかについて検討した。その結果、学習指導要領がその育成を目指している市民像には、ジェンダー主流化の観点から課題があることを提起することができた。

一方、本稿における主な分析の対象は学習指導要領および学習指導要領解説であるため、教科書や学校現場における実践の動向も踏まえた上で、さらなる考察を行っていく必要がある。この点は、今後の課題である。また、公民科を構成する科目は「公共」だけでないため、「倫理」や「政治・経済」の学習内容についても、ジェンダー主流化の視点から今後分析・考察を進めていく必要がある。

## 註

- (1) 鄭美沙 (2023) 「教育格差が経済の男女格差を広げる？－ジェンダー・ギャップ指数に表れない日本の深刻な教育格差－」（第一生命経済研究所ホームページ (<https://www.dlri.co.jp/files/ld/268824.pdf>). 2024年6月27日最終閲覧)。
- (2) 列国議会同盟ホームページ (<https://data.ipu.org/women-ranking/>). 2024年6月27日最終閲覧)。
- (3) 日本において労働の場や政治の場でジェンダー主流化が進んでいないことは、2000年代後半にも既に指摘がなされている<sup>(7)</sup>。
- (4) 野村浩子、川崎昌「性別役割分業意識と女性管理職育成に関する一考察」（人材育成学会ホームページ ([https://ssl.jahrd.jp/files/essay\\_files/632/0.pdf](https://ssl.jahrd.jp/files/essay_files/632/0.pdf)). 2024年6月27日最終閲覧)。
- (5) 学習者に「投票する主体」になるように促す主権者教育の前提には、人々が投票を通じて自分の意見を代表者に届け、代表者がその声に応じて行動することが存在する。だが、代表者が全ての人々の意見を聞き入れるとは限らないため、「自分の一票を届けることで、社会を変えていける」といった満足感を、投票の結果感じるようになる人々の数も、多くはならないであろう。そして、女性の立候補者が少ない場合、女性の目線を活かした政策を実現しようとする人々も少なくなると考えられるために、投票を通じて満足感を感じることも少なくなる可能性がある。
- (6) ほかに、男女間で関心が異なるものとして、2012年に東京大学の谷口将紀研究室と朝日新聞が

- 行った世論調査において、男性議員が重視する政策が「外交・安全保障」(39%)、「雇用・就職」(31%)、「年金・医療」(29%)である一方で、女性が重視する政策は「震災復興・防災」(37%)、「教育・子育て」(32%)、「雇用・就職」(32%)であったことが示されている(森健(2018)「女性議員を増やすための“秘策”あり－候補者男女均等法が施行。女性議員が圧倒的に少ない日本の現状は変わるか?－」(論座アーカイブ(<https://webronza.asahi.com/politics/articles/201806040005.html?page=1>。2024年6月27日最終閲覧))。
- (7) なお、田村ほか(2020)によれば、男性議員と同数の女性議員がいるなどして、数の上では女性が代表されているが、女性の利益が反映されていない状況は「象徴的代表」、数の上で女性が代表され、女性の利益も反映されている状況は「実質的代表」と呼ばれる。また、こうした女性の政治的代表性について論じる研究者としては、ハンナ・ピトキンが代表的である<sup>(21)</sup>。
- (8) 先に取り上げた文部科学省(2023)によれば、調査結果では、1年生に対して主権者教育を実施した学校のうち、「現実の政治的事象についての話し合い活動」を挙げたのは29.3%であった。
- (9) なお、こうした調査の結果を受けて金は、「若年層における投票率の向上のためには、政治関心を高めること、そして、ソーシャル・メディアを活用した政治活動及び政治争点の伝播が効果的であることが示唆された」(金2018:60)としている。また近年は、女性議員が少ない中でも、ブログやX(旧Twitter)などのSNSを通じた抗議行動が女性の声を社会に届け、女性の置かれた状況が改善されることがある(女性が「保育園落ちた日本死ね」とブログに書いたことをきっかけに、待機児童の解消を訴える意見が噴出する、ハイヒールやパンプスの着用を強制されることに対する抗議がX(旧Twitter)に流され、それが拡散された「#Kutoo」など)。あらためてSNSは女性の異議申し立ての重要なツール、また選挙以上に社会を変えることにつながるツールとなっているのであり、主権者教育のあり方はこうした側面からも検討する必要がある。
- (10) 「公共」の学習指導要領に記載されている「他者との協働により」という文言に関しても、実際の社会には他者と協力することが難しい人々もいるかもしれない。ここでも、他者と協力することの

できる人が主権者、市民なのだと捉えることによって、そうではない人々が主権者、市民ではないということが、暗黙裡に示されるかもしれない。

#### 参考文献

- (1) 申琪榮(2015)「『ジェンダー主流化』の理論と実践」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』第18号, pp. 1-6。
- (2) 小浜正子(2021)「社会科教育のジェンダー主流化を」明治図書出版『社会科教育』第746号, pp. 120-123。
- (3) ペイトマン, キャロル(2014)『秩序を乱す女たち?－政治理論とフェミニズム－』山田竜作(訳), 法政大学出版局。
- (4) 岡野八代(2012)『フェミニズムの政治学－ケアの倫理をグローバル社会へ－』みすず書房。
- (5) 文部科学省(2018)『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 公民編』東京書籍。
- (6) 三浦まり(2015)「新自由主義的母性－女性の活躍」政策の矛盾－」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』第18号, pp. 53-68。
- (7) 植本眞砂子(2008)「ディーセントワーク(尊厳ある労働)の中心に男女平等参画」内閣府『共同参画』第6号, p. 12。
- (8) 内閣府男女共同参画局, 有限責任監査法人トーマツ(2018)「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」([https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/local-councilor\\_h29.pdf](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/local-councilor_h29.pdf)。2024年6月27日最終閲覧)。
- (9) 田村哲樹, 松元雅和, 乙部延剛, 山崎望(2017)『ここから始める政治理論』有斐閣。
- (10) 田村哲樹, 近藤康史, 堀江孝司(2020)『アカデミックナビ 政治学』勁草書房。
- (11) フレイザー, ナンシー(2003)『中断された正義－「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察－』仲正昌樹(監訳), 御茶ノ水書房。
- (12) ヤング, アイリス・マリオン(1996)「政治体と集団の差異－普遍的シティズンシップの理念に対する批判－」施光恒(訳), 岩波書店『思想』第867号, pp. 97-128。
- (13) 岡野八代(2020)「ケアの倫理から、民主主義を

- 再起動するために」トロント, ジョアン・C, 岡野八代『ケアするのは誰か? -新しい民主主義のかたちへ-』岡野八代(訳), 白澤社。
- (14) 岡野八代(2022)「ケア/ジェンダー/民主主義」岩波書店『世界』第952号, pp. 92-106。
- (15) 鎌田公寿(2012)「シティズンシップにおけるケアの位置 - Noddings の理論を手がかりに -」中等社会科教育学会『中等社会科教育研究』第30号, pp. 43-55。
- (16) 総務省, 文部科学省(2015)『私たちが拓く日本の未来 - 有権者として求められる力を身に付けるために -』。
- (17) 文部科学省(2023)「令和4年度 主権者教育(政治的教養の教育)実施状況調査 調査報告書」([https://www.mext.go.jp/content/20230519-mxt\\_kyoiku02-000029662\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230519-mxt_kyoiku02-000029662_01.pdf), 2024年6月27日最終閲覧)。
- (18) 新藤宗幸(2016)『「主権者教育」を問う』岩波書店。
- (19) 齊藤雄次(2020)「市民参加に注目した主権者教育と熟議民主主義の接続可能性 - 福井県大野市の事例を参考として -」日本地方政治学会・日本地域政治学会『地方政治研究・地域政治研究』第6巻1号, pp. 1-12。
- (20) 藤川大祐(2022)「主権者教育再構築の検討 - 求められる要件と「エージェント指向学習」 -」千葉大学大学院人文公共学府「千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト報告書」, pp. 1-9。
- (21) ピトキン, ハンナ(2017)『代表の概念』早川誠(訳), 名古屋大学出版会。
- (22) 金相美(2018)「ジェンダー化された政治コミュニケーション - 若年層女性の政治認識と政治参加を中心に -」社会情報学会『社会情報学』第6巻3号, pp. 49-62。
- (23) 絹村俊明(2020)「「ケアの倫理」が導く「主権者教育」の方へ」全国高校生活指導研究協議会『高校生活指導』第210号, pp. 110-113。

---

(2024年6月27日受理)